

V 研修講座に係る旅費

1 国立学校、公立幼稚園等、盛岡市立高等学校及び私立学校教職員

県教育委員会では負担しないことから、所属校で対応すること。

2 市町村立小・中学校及び県立学校教職員

(1) 2日間以内の研修の場合

「一般職の職員等の旅費に関する条例」に基づき、所属校において支給すること。

(2) 3日間以上の研修の場合

「岩手県日額旅費支給規程」に基づき、所属校において支給すること。

3 予算配分（令達）及び事業コード等

(1) 総合教育センターが実施する研修

① 予算配分（令達）

各担当室課等より、年度当初に各教育事務所及び県立学校へ概算で配分（令達）し、後日調整する。

② 事業コード

研修体系	区分	担当室課	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
基本	初任者研修 2年目研修 3年目研修	学校教育室	M086			
	初任者研修 (養護教諭・栄養教諭) 2年目研修 (養護教諭・栄養教諭) 3年目研修 (養護教諭・栄養教諭)	保健体育課	M428 (養護教諭) M427 (栄養教諭)			
	教職経験者5年研修 授業力向上研修	学校教育室	M138	M168	M183	M281
特別	新任研修 教職専門等研修	学校教育室	M138	M168	M183	M281
		教育センター	M133 (教育センター費)	M163 (教育センター費)	M185	M283
希望	希望研修 ※	教育センター	M133 (教育センター費)	M163 (教育センター費)	M185	M283
	公開研修 公開講演		M133 (割当旅費)	M163 (割当旅費)	M182 (割当旅費)	M280 (割当旅費)
随時	—	教育センター	M133 (割当旅費)	M163 (割当旅費)	M182 (割当旅費)	M280 (割当旅費)
	移動センター研修	教育センター	M133 (教育センター費)	M163 (教育センター費)	M182 (割当旅費)	M280 (割当旅費)

※ 幼児教育研修については、公所等で負担する。

③ 要請研修に係る講師（研修指導主事等）の旅費について

- ・教科指導及び理科実験指導等の要請研修については、要請を依頼する公所等で負担すること。
- ・中学校免許外教科の要請研修については、総合教育センターで負担する。
- ・小規模校における要請研修の旅費については相談に応じる。

④ 訪問相談（教育相談、特別支援教育相談）について

※ 個々の事例に対する訪問相談に係る旅費は、原則として公所等（市町村立学校及び国立小・中・特別支援学校等、私立学校）の負担とする。

(2) 県教育委員会各室課等が実施する研修

① 予算配分（令達）

- ・各室課等から各教育事務所及び県立学校へ概算で配分（令達）し、後日調整する。
ただし、県立学校における教職員課担当分については、学校割当旅費とする。
- ・小・中学校の教職員を対象として、教育事務所等で実施する研修の旅費については、教育事務所へ教職員課から配分（令達）される。

② 事業コード

担当課	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
学校教育室	M138	M168	M183	M281
教職員課	M133	M163	M182 (割当旅費)	M280 (割当旅費)
生涯学習文化財課	M324	M324	M324	M324
保健体育課	M139	M169	M184	M282

※ 派遣研修に係る予算配分(令達)及び事業コードについては、各室課等より別途通知する。